

道路工事現場における 標示施設等の設置基準

道発第372号
昭和37年8月30日

国道利第37号
国道国防第205号
平成18年3月31日

目 次

道路工事現場における標示施設等の設置基準	1
道路工事の標示	1
防護施設の設置	1
迂回路の標示	2
色 彩	2
管 理	2
別表様式 1	3
別表様式 2	3
別表備考	4
参考（ 1 ）車線の一部が工事中の場合の標示例	5
参考（ 2 ）工事中迂回路の標示例（市街部の場合）	5
参考（ 3 ）工事中迂回路の標示例（地方部の場合）	6
参考（ 4 ）設置方法の一例	6
道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について	7
様式	8
標示板の設置場所	9

道路工事現場における 標示施設等の設置基準

昭和37年8月30日 道発第372号

標記については、道路工事現場における道路交通の安全かつ円滑な運行を確保するため、今般、別添のとおり「道路工事現場における標示施設等の設置基準」を定めたから、遺憾のないよう実施せられたく通知する。

なお、先の「直轄道路工事現場における標示施設等の設置基準」(昭和34年5月25日 道発第237号建設省道路局長通達)はこれを廃止し、今後、標記基準により実施することとしたので、御了知ありたい。

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事(道路占用工事にかかるものを含む。以下同じ。)現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

(道路工事の標示)

1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別(舗装修繕工事等)を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(防護施設の設置)

2 車輛等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。(参考(1)を参照)

(迂回路の標示)

3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点(迷い込むおそれのない小分岐を除く。)において、道路標識「まわり道」(120-A、120-B)を設置するものとする。(参考(2)及び参考(3)を参照)

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色 彩)

4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様(各縞の幅10cm)を用いるものとする。

(管 理)

5 道路工事現場における標示板及び防護施設は、堅固な構造とし所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行なうほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

(昭和37年8月30日 道発第372号道路局長通知)

別表様式 1



別表様式 2



別表備考

一 様式1

(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「 をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

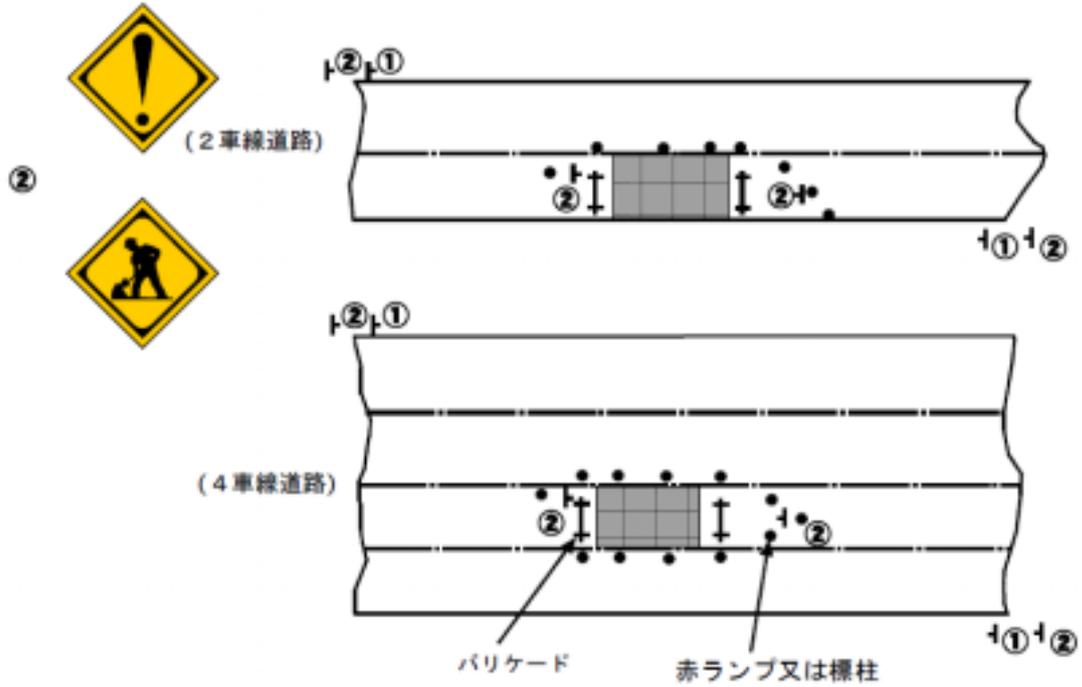
二 様式2

(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

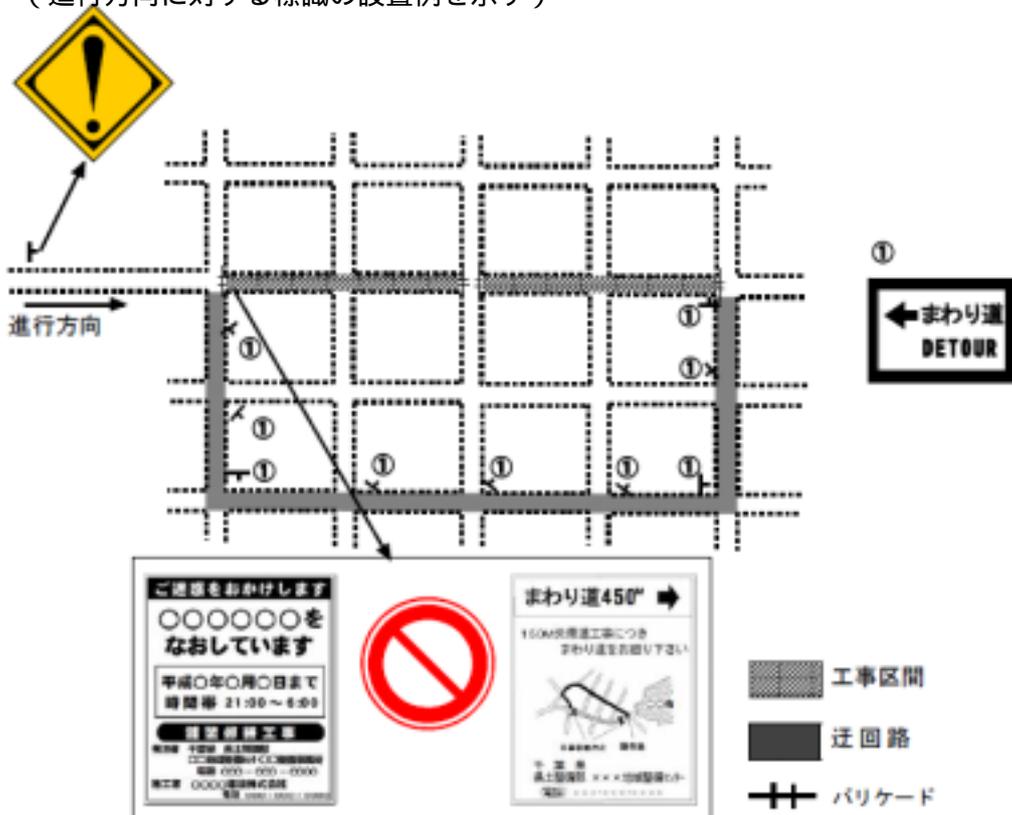
(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

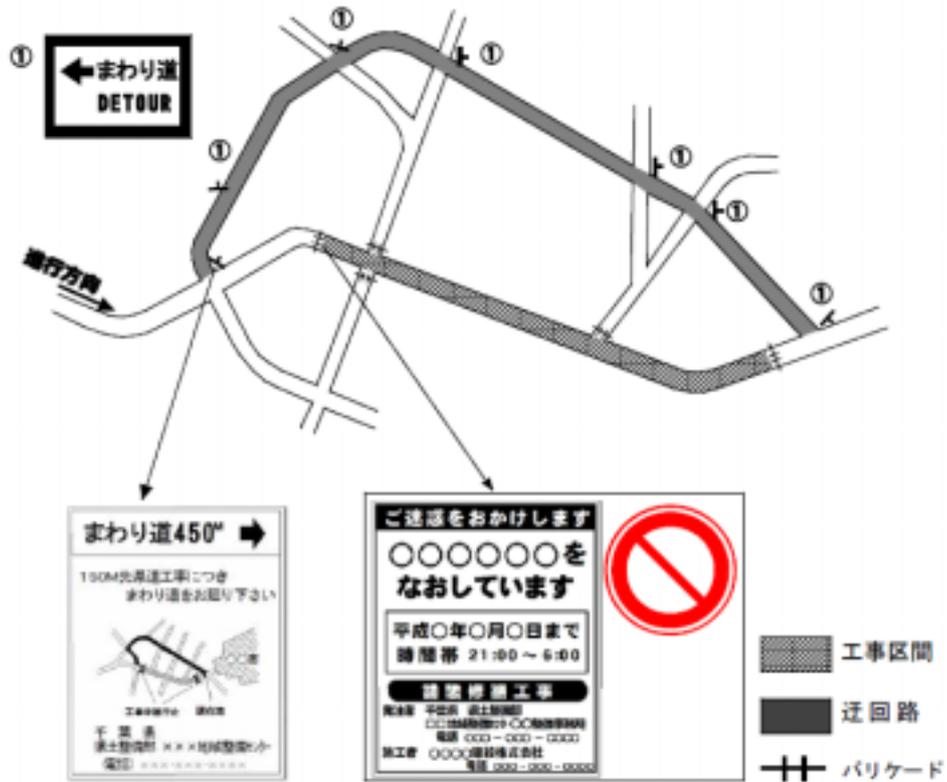
① 必要があれば設置する



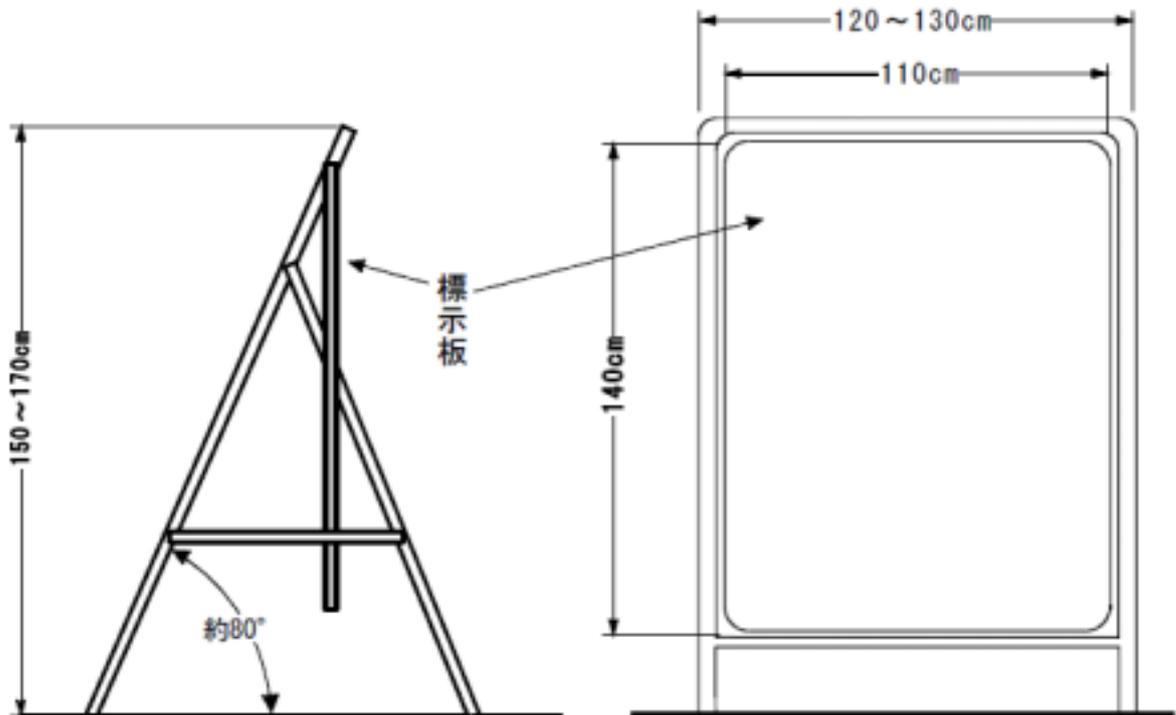
参考(2) 工事中迂回路の標示例(市街部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例(地方部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例



道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について

1 工事情報看板的設置について

予定されている道路管理者の行う道路工事（以下「道路工事」という。）に関する工事情報を提供するため、道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板和、道路工事が予定されている現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式1及び図1を参考とするものとする。

2 工事説明看板的設置について

実施されている道路工事に関する工事情報を提供するため、道路工事開始から道路工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板和、道路工事現場付近にドライバーから看板内容が見えないように設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事等については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、様式2及び図1を参考とするものとする。

3 占用工事に係る取扱いについて

上記提言における「道路工事」の中には、占用工事が含まれるものであることを踏まえ、占用工事に係る工事情報の提供にあたっては、記1、2の取扱いに準じて行うよう、地方連絡協議会等の場において、関係公益事業者に協力を依頼するものとする。

なお、標示板の設置にあたっては、様式3、様式4を参考とするものとする。

また、この場合、当該看板については、占用物件の設置等の工事のための一時占用として取り扱い、別個の占用としては取り扱わないものとする。

様 式

(様式1) 工事情報看板 (道路補修工事) (様式2) 工事説明看板 (道路補修工事) (様式3) 工事情報看板 (占用企業工事) (様式4) 工事情報看板 (占用企業工事)



(様式備考)

(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

(2) 工事情報看板及び工事説明看板の下部に、当該工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。

標示板の設置場所

図1 標示板の設置場所

